平成24年度第4回横浜市税制調査会

議事録

日時: 平成25年3月27日(水)午前10時から正午まで

場所:横浜市庁舎2階 応接室

平成24年度第4回横浜市税制調査会

平成25年3月27日 (水)午前10時から正午まで 横浜市庁舎2階 応接室

税制課長

それでは定刻になりましたので、ただ今より、「第4回横浜市税制調査会」を始めさせていただきます。

委員の皆様方におかれましては、本日もご多忙のところお集まりいただきましてありがと うございます。私は、事務局をつとめております、財政局税制課長の鈴木でございます。よ ろしくお願い致します。早速、第4回税制調査会を開会したいと思います。

横浜市税制調査会運営要綱第6条第3項の規定により、調査会は、委員の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができないこととされております。本日は、○○委員がご欠席となっておりますが、委員5名のご出席をいただいておりますので、会議開催の定足数を満たしております。なお、本日は財政局長の柏崎も出席する予定でおりましたが、急遽、公務が入ってしまいまして出席することができなくなってしまいました。大変申し訳ございませんが、どうぞよろしくお願い申し上げます。また、要綱第8条の規定により調査会の会議は公開するとされて、これにかかわらず、要綱第10条の規定により、調査会の会議の全部又は一部を公開しないこととする場合には、座長が決定するものとされております。

座長

本日議題を拝見いたしますと、公開をしていきたいと思います。委員の皆様いかがでしょうか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。それでは、お願いいたします。

税制課長

それでは早速議事に入りたいと思います。これからの進行は座長にお願いしたいと存じま す。よろしくお願いいたします。

座長

はい。本日はお天気の悪い中、また年度末でご多忙なところお集まりいただきましてありがとうございます。本日はお手元の資料にございますが大きく分けて3つ大きな議題がございます。また報告事項としてみどりアップ推進課の皆様にもお越しいただいておりますので、後程ご説明をいただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、最初の議題は『課税自主権の活用上の考え方について』『住民自治の確立に向けた地方税制度改革における横浜市の考え方について』ということで、合わせて中間報告(案)をご用意しております。

まずは、事務局から簡単に資料の説明をお願いいたします。

税制課長

それでは、資料1と右肩に入っております資料をご覧ください。議題の(1)課税自主権の活用上の考え方と、(2)住民自治の確立に向けた地方税制度改革に対する横浜市の考え方については、前回まで2回にわたり、ご議論いただきました。今回は、その残された課題について、ご議論を頂きたいと考えております。1枚めくりまして、3ページになりますが、残された論点を抜粋しております。まず、1として、法定外税の新設・変更への国の関与に対する考え方についてです。(1)については、国の報告書における基本的な方向性である「同意を要しない協議制」とすることで良いか。また、(2)については、課税後に違法となった場合の対応等、事後規制は問題があるのではないかということです。特に先週、神奈川県の臨時特例企業税が最高裁で違法とされたことなどもございます。是非、委員の皆様の

ご意見をお伺いしたいと思います。(3) については、法定外税の三要件について見直しが必要か、ということです。次に、2として、税率についての課税自主権の拡大についてです。まず(1) として、法人市民税の制限税率についてです。多くの市町村が法人市民税の超過課税を行っている現状において、制限税率を設定しておくことの意味や効果などについて、

- (2) として、住民税所得割の税率についてです。これは、住民税が、累進税率ではなく、 市民税6%、県民税4%と一律に課税がされていることについてです。最後に、3として、 地方消費税の賦課徴収に係る地方団体の役割の拡大に対する考え方についてです。
- (1)として、市町村が地方消費税の納税相談や申告書の収受を行うことについてどのように考えたら良いか。(2)として、さらに市町村の役割拡大が進むのであれば、市町村は課税団体となるべきか、ということです。また、今回までの議論については、一旦「中間整理」として、まとめていければと考えております。今回の資料の中で、資料2と右肩に入っております資料が、そのイメージとなります。内容については、前回までにご指摘いただいた箇所に加えて、今回議論していただく箇所を加筆してまとめてまいりまして、後日、委員の皆様にご確認いただきたいと考えております。簡単ではございますが、説明は以上となります。ありがとうございます。

座長

まずは中間整理の構成ですが、第1番目は『課税自主権の活用上の考え方について』、第2番目が『地方自治の確立に向けた地方税財政制度のあり方についてとなっております。こちらの残りの部分について本日は議論を進めていくことになります。具体的な論点については、合計で7点あります。それぞれについて先生方からご意見をいただいて、まとめられるところはまとめます。本日は、明確に言い切れない部分もあると思いますので、少し補足がつくところもあると思いますが、一つ一つについて、課税自主権における重要な論点になりますので、横浜市税制調査会として意見が出せればと思います。

資料1にお戻りいただいて、先生方にご意見をいただければと思います。

一つは法定外税の新設の条件、もう一つは税率についてということです。3番目が地方消費税を市町村としてどのように取り扱うかという事になります。

まず、法定外税についてこれも重要な論点になりますが、法定外税の国の関与については、 これまでにもご意見をいただいておりますが、国の報告書では『同意を要しない協議制』と いうことで良いのではないかということになっております。自治法の立場からするとこれで 良いのかという気もしますが。星野先生いかがでしょうか。

「同意を要しない協議制」という方向性は良いと思いますが、「協議を要する」というこ とをどう考えるか、ということだと思います。

同意を要しない協議制と届出制と何が違うのでしょうか。というようなお話かと思うので すが、この点を含めていかがでしょうか。

難しいのですが、私も基本的には『同意を要しない協議制』ということには賛成です。 それともやはり協議をした方が良いというご意見もありますか。

実務的に考えると協議は残した方がよいと思います。まったく実体的に別々に動き出すと 紛争が頻発するようになってしまうような気がします。

国と地方を対立関係でとらえてしまうイメージを持つのは、税としてはあまりいいことではない。

もちろんそれはそうです。

委員

座長

座長 委員

委員

座長

委員

座長

そうすると、やはり届出制という機械的、事務的な作業で終わらせるよりは、やはり一度 課税に携わる国と地方が、一緒に話をする機会を持つという事は、それなりに税という民主 主義、法治機構の中でとても重要な事だと思います。やはり協議制を残した方が良いのでは という理屈も成り立つと思います。

委員

ただ、少し懸念されるのは、「協議」という名前で行政指導をされるのではないかとも考えられます。行政手続法で行政指導は一応類型化がされていますけれども、色々な形で何かありえるということも考えられる。それも協議だというリアクションが相手からある時には再考せざるを得ないというふうに考えるのであれば、協議もありかも知れない。

けれども、事実上の方向付けは自治体が責任を持ってやるべきだという場合には、協議自体もなくて、私自身は届出なんてあっても無くても同じだと思っているので、少なくとも「こんなの作りました」ということで国に通知くらい出してもいいかなと思いますが。あとは、実体的な内容で勝負するということで良いと思います。

ただし、そうすると実際には出来上がった制度がクラッシュする場合が増えてくると思います。そういう意味で、協議くらいがあっても良いかなと。そこにいくらかの行政指導が入るのはやむを得ないかなという感じもします。「協議」の性質が良くわからないですよね。

座長

協議の性質が良くわからないです。伝統的な地方の立場を主張される方からすれば、指導でコントロールされるという事を懸念されると思います。この点が気になるようでしたら、今おっしゃったように、国と地方は対等な立場であってここは指導の場ではなくて、お互いに客観的な議論をするとしたらどうかだと思います。国の委員会の報告書にはそこまでは書いていないので。

委員

そこまでは書くことはできないですよね。

座長

国としては協議を残したいというのは当然だと思います。我々は、協議を無くしても良いけれども、〇〇委員や私が申し上げたような理由で協議制を残すことが妥当ではないかということだと思います。ただしそこは、「国が地方を指導するのではなく対等な立場であるべき税のあり方について議論をするところである」というくらいが良いかと思います。

委員

そうですね。ここはむしろ同意を要するか要しないかというところを、「同意を要しない」というふうに考えましょうという話なのではないのでしょうか。

同意の話は、先日の神奈川県の臨時企業特例税で違法性阻却事由にはならないという話が 出ましたので、いってみれば、あってもなくても同じという読み方になるという気もするん ですよね。

座長

まさに判決によって明らかになったのは、総務大臣の同意はお墨付きではないと。正しい という判断の根拠にはならないということですね。

委員

正しいというか、地方税法への適合性を担保する仕組みにはなっていないという事ですよね。総務大臣が同意をしても実体的に地方税法のルールとクラッシュする場合は、法律と条例の関係の中で議論すればよい話であって、クラッシュしている時に同意があったから適法な状態になったとは言えない。

要するに、消極要件の三要件で排除されていることが、スクリーニングになっているだけで、別のところでの違法性はあり得るという意味では、あってもなくても同じといえる。

座長

そこを逆にとって、指導の場にすべきではないという根拠にもなる訳ですね。

委員

それと、私が気になるのは2番目との関係です。要するに事前規制が良いのか事後規制が

良いのか。ここ 20 年くらいは事後規制の方に流れがいっていますから、今更事前規制の方に乗りかかるというのはおそらく無理だし、経済の自由化だったり、規制緩和だったりという点から考えても、この部分だけを事前規制にするというのは少し齟齬がある。

だから、入り口のところでは全然議論をせずにできるけれども、せいぜいその程度の協議があれば良いのであって、最終的には地方公共団体が責任を負わなければならないと、裁判所はそう言っているんですよね。

座長

今、2番の方に議論が移りつつありますが、ここで、事務局の質問の仕方として「事後規制は問題があるのではないか」という風になっていますが、これはどういう意味で書かれていますか。

企画係長

事後規制をした場合に神奈川県のように多額の還付金が発生したりすることの自治体への影響など、簡単に事後でやれば良いという話ではないという趣旨のご発言が、前回あったと思うのですが、そういった意味で問題としています。

委員

ですから、先ほど申し上げた、1番との合わせ技ですよね。事前に全くスルーでいってしまって、事後にチェックすれば司法的に解決すれば足りるというのは法律的な行政メカニズムではない気がします。ですから、すり合わせをしながら先日の事例のような結果が出ないような制度設計をしていくことが重要ですよね。

ところで、ここの違法という意味が良くわからないですが。課税処分というか賦課自体が条例に違反しているという意味での違法なのか、税条例が地方税法に違反しているという意味での違法なのか、税条例が他の法律に抵触していて違法と言っているのか。おそらく税条例と他の条例との抵触というのはあまり考えていないでしょけれど。最高裁の理由では、法律である地方税法に抵触するという意味で県税条例自体が違法だと。

税制課長

補足をいたしますと、課税後というのは前回の議論からいたしますと、仕組んだ課税自主権の条例が法から見て違法かという問題かと思います。

委員

法と言うのは地方税法ということですね。

税制課長

それは地方税法に限らず、たとえば憲法違反ということもあると思います。

委員

もちろんそれはあるでしょうね。

税制課長

地方税法に限らず、全体の法令の枠組みという意味です。

委員

条例レベルではなく法律レベルですね。地方税法。

税制課長

課税後と言うのは、この議論をする際に、諸外国の例だったと思いますが、条例を審査する裁判所が諸外国にはありますが、日本にはないので、課税処分をした後でなければ違法性を争えないという脈絡で、「課税後」という話になったと思います。抽象的に条例が法律違反なのかという判断をする手続きが日本にはないので、当然課税後でなければ違法性は争えないという意味で書かせていただきました。

委員

なるほど。わかりました。抽象的法令審査ができないのと同じように、抽象的条例審査もできない、ということ。普通、利害関係者で考えると、こういう風に抗弁を打ってくるのは納税側ですよね。まさに個別事案でしょうね。納税者側からの話なのでしょうね。

税制課長

これは前提としては納税者から違法を問われた場合という話です。

委員

するとその時の対応ということで、先ほどおっしゃった、先日の神奈川県の事例のように 還付加算金も含め 600 億とかなり膨らんでいるわけですが、加算金なども含め財政的に持ち 出さなければならないというのは困窮している財政からすればとんでもない話ですよねと いう事です。

税制課長

はい。おっしゃるとおりだと思います。

委員

だから事後規制に問題があるのではないかと。

税制課長

結果的に事後規制というのは、県の例で言えばその後の具体的な賦課処分に対して裁判所で争われて、違法とされたものです。

委員

少なくとも、事前規制にウェイトをおいても、裁判を受ける権利が憲法上保障されている 以上、事後規制は必ず及びます。裁判を提起できないようにはできないので。あとは蓋然性 の問題です。違法な状態の条例が確率的にどれくらいできるのかということです。事前の協 議あるいは届出・許可制によってがんじがらめにしておけば、うっかり条例案を作って持っ て行っても、総務省ではねられて、違法な課税処分によって納税者から文句を言われるとい う問題は起きにくいということですよね。本税は違法だから還付するのは当然として、還付 加算金の県負担が大きい。

税制課長

本市との関係をご指摘いただいましたが、同意を要しない協議制の協議の中身として法適合性というようなものを協議の対象とするかどうかという事だと思います。

委員

それは無理だと思います。最高裁が言っているように、司法審査は裁判所だけの権限ですから、国がいくら適法だと言っても、裁判所に持ち込まれれば、裁判官は違法を宣言できます。だからそういった意味で、裁判を受ける権利ははく奪できないわけです。だからどれだけ事前審査に時間をかけても、事後審査は残っている訳です。たとえば訴えの利益などの訴訟要件にのっているかというのは、高架にする際の立ち退きの収容処分が違法かどうかを争った事例で、駅から何百メートルの人は訴えの利益があるというような判決が出たりして、段々と訴えの利益というのは広がって来ているんです。納税者側からすると裁判所で事案を処理してもらい易くもなっています。確かに裁判は手間も時間もコスト的に原告側もコストがかっているわけですから、安易に救済できるとは言うべきではないです。

座長

記述としてどうするかですが、今ご発言があった部分を全て吸収しつつ、1番との関係が大きいと思いますが、適法か違法かという審査は、国の関与にはその部分の機能は備わっていないという風に書いてしまった方がいいですかね。

委員

最終的な決定権はない。行政機関ですから。

座長

当然のことです。ですから質問の前提を少し変えた方がいいかもしれないですね。

委員

それから、先ほどおっしゃっていた還付加算金の話であれば、今年の税制改正で加算税の 税率を下げるという話がでていました。それと還付加算金も。それは地方税も連動しますよ ね。ですから、神奈川県の事案ほど大きくはならないわけです。けれど、平たく言えば、公 開市場金利に連動するくらいで十分であって、それ以上に上乗せする必要はないということ でもいいと思うんです。それは延滞税のような利子的性格のものですね。

それから、還付加算金は利子ですから。そうすると市場で資金調達をしたのと同じ状態です。 ですから市債を起債して資金調達をするのと、違法かも知れないが、課税をして資金調達し て市債を償還するのと同じように「違法だ」となって還付しますというのと、資金調達とい う意味ではニュートラルです。そこまで、還付加算金の利回りが下がれば。

座長

この質問が出て来たときに〇〇委員が前回おっしゃっていた文脈というのが良く思い出せないのですが、事後規制が問題であるのではないかというご発言があったとしても、今問題となっている取りまとめの中の三要件、もしくは国の関与との関係の中で書くべき内容と

そのご発言とは少しずれていると思います。

今回書くべきことは「同意を要しない協議制」とすることが我々の主張なわけです。その中で、適法・違法その事後的な問題を書くべき必然性はあまりなくて、むしろ書くべき必然性があるとすれば、神奈川県の判決で明らかになったように、国の関与と協議制と、事後的な違法・適法の問題は別の問題であって、少なくとも国の関与のなかには違法・適法の審査をするものはない訳で、むしろ法定外税を構想する方が事前に違法とならないように構想すべきである。これを国の関与があるから、それが担保されるというものではない。ここまで書いてしまって良いのではないか。

委員

最高裁は三要件は消極要件として撥ねるための要件に過ぎず、そこで撥ねられずに同意を 得たものが、反射的に適法となる訳ではないと言っている。

座長

少し表現を変えて国に適法か否かの判断を仰がなければいけないほど地方に能力がない 訳ではなく、地方でそこはしっかりとやると。

委員

行政機関には適法か違法かの確定権は無いと最高裁も言っています。当然のことです。そ れだけの話です。

座長

それを報告書にどう表現するかの話です。

委員

最高裁が使っていないのでこういう表現が適切か否かはありますが、一応の適法性の推定というか、事実上の適法性の予断というか。そういったものが醸し出されるのが実務上ありえるのかもしれません。だからといってそれが厳密に適法か違法かを判断している訳ではなく、しかも三要件は消極要件ではじいているだけで。

最高裁も三要件については消極要件にすぎなくてその善し悪しには言及していないです。

座長

報告書で言うと、第2番目の2(2)のところここに表現は考えた上でまた先生方にご確認をいただきますが、今いただいたご意見で概ねよろしいでしょうか。

むしろ、今回の判決と関係の無い項目としては3番目になりますが、三要件についてはど うしたらよろしいでしょうか。○○委員いかがでしょうか。

委員

地方分権、地方主権をいかに推進するかという観点が大切だと思います。その立場から考えた時に、三要件は果たして必要かということだと思います。つまり、三要件は見直すべきではないでしょうか。あるいは、「原則として」という言葉を加えて、柔軟性を持たせるとか。

座長

それぞれにご意見をいただいても構わないと思います。既存の課税標準を重複するという 定義をしっかりとやれという。今回の判決がどれくらい重いかによると思うんですけれど も、1番目の要件についても何か言おうと思えばいえると思いますし、2番目についても流 通を乱さないということが何を意味するか。これを厳密にやってしまうと、消費課税的なも のにはいっさい手を付けられないことになりますから、この要件についても法律的に言うと 判例を重ねないとなかなか明らかになってこないとは思いますが、税率もいじれないのか、 流通に関わるもので法定外税を作るとなると難しいのかといったようなことについて意見 をいう事は可能だと思います。

委員

少し気になるのは、先ほどの最高裁のところで金築裁判官の補足意見のところで、面白いことを言っていまして、「261条1号は、国税や他の地方税と課税標準を同じくする法定外税さえあり得ることを想定していると解される」と言っているんですね。

補足意見だから、法廷意見ではないといわれるとそうですよねというところだが、わざわ

ざ書くところに何か意味があるのではないかという気がします。そうすると補足意見はOKと言っているじゃないですか。そういう事を第261条の1で想定していると解釈しているじゃないですか。それをなぜ要件の中ではじくのかという事は言えるかもしれないですね。

座長

極端に言えば三要件はいらないのではという意見も有りは有りだと思いますが。今までの考え方でいくと、1番目、2番目につきましては普通に考えて当たり前のことなので、わざわざ要件にする必要があるのかという言い方をしてきましたが、〇〇委員がおっしゃったように1番目の同じ課税標準については、地方から見ても別にいいのではという意見もありますし、別の視点としてOKというのもありなので、余計に1番目2番目をとってしまい、3番目はもとから「あいまい」「なぜ、国の経済施策が上で地方の経済施策が下なのか」という批判がありますので、三要件自体撤廃してしまって全て自由協議でいいという意見も有ります。

かたや、やはり法定外税を作る上で何か拠り所がないと作りにくいので、三要件に引っか からないからOKだという確信を得る意味でもあった方が良いという意見も有ります。

委員

1番目は具体的だが、2,3番は抽象的で何だかよくわからないですね。

座長

馬券税で、横浜市が問題提起をしたあとに税務局長の通知が出て少し具体化したのかという気になっていますけれど。どうでしょうご意見としては。○○委員いかがでしょうか。

委員

裁判では適法性を担保するものにはなっていない、それとこの三要件とは別物と言っていますが、その場合に三要件が必要な根拠。消極要件と言っていましたが、その場合の根拠と言うのはやはり地方税法上必要だからこれが必要だという話になるか。

判決が出たからこそ三要件の存在意義(必要性)について触れる必要があるのではないかとも思います。

座長

違法性と関係が無いのだから三要件は必要ないのではないかと。

委員

そういう立場もあると思います。けれど、必要であるとするならばなぜ必要なのかをきちんと示す必要があるのではないか。

座長

ここは別に裁判官は判断していない訳ですから、何故必要なのかを整理すれば良いと思います。

委員

補足意見の判旨の中で、そのことを非常に明快に言っているんです。P16 の 3 ですね。「不同意事由の内容や規定振りからして、少なくとも主として、政策的観点からのコントロールを意図しているものであることは疑いないであろう。仮に条例の法律適合性の審査をも含むとしても、法律適合性全般をカバーするものとは解し難く、また、その審査結果が、司法による条例の法律適合性の判断に対して、何らの拘束力も有するものではないことはいうまでもない。」と言い切ってしまっているわけだから。

委員

ここは同意が、違法性阻却事由にはならないということですね。

委員

ですから、簡単に言うと、こういう考え方に基づいて三要件は我々にとって必要ないという事ができなくはないと思います。

座長

強力な後押しをしてくれている。

委員

そうです。

委員

少し気になるのは「政策的観点からのコントロール」というところですよね。要するに地 方税法の体系があって法律としての枠組みが作られていて、中は任意法規と強硬法規に分け られそうだと。ところがそれとは別に地方税法の中に食い込んでいて三要件が乗っかってい るわけです。本来であれば法律適合性さえ判断すれば足りそうなのにそうでないものが三要件の文言で出ている。それをこの補足意見は「政策的観点からのコントロール」と言っているんです。

それは同意の要件になっているだけであって、それがクリアしたからと言って、適法性が 担保されるわけではない。地方税の全体のルールと三要件の関係性が良くわからないという 話です。むしろ地方税の枠組みだけでなく政策的コントロールをしようと。少しバリの部分 があるということです。ですから、そのバリの部分があった方がいいのか、そうではなくて 条文通りでいいのかというのが判断の分かれ目です。

座長

どうでしょう。

座長

見るからにこれはダメというのがあってもいいかもしれない。けれど、それは文言にしてもしなくても、地方自治の実務を分かっている方であれば「当然」ということを書くレベルになる。ですから、バリの深さというか厚みですね。

委員

中間整理の P20 に出ている三要件の内容ですね。

座長

裁判所の言い方としてこれは政策的な判断基準であると。それを是とするか否とするかは 別にして、おっしゃっている意味はよくわかる。

課税上問題が起きて、納税者の負担が過大になる。だからやめましょうというくらいの基準なわけです。ですからいちいち言えば全てに文句をつけられますので、一番分かりやすいのは要件はいらないということですね。なぜいらないかというと、それぞれ文句を言ってもすっとんきょうな意見になるということ。

委員

とは言え、国の行政、都道府県、市町村など行政のありようを考えて、三要件を明確にしていくのも「政策的」には意味があるのではないかと思います。あくまでも政策的にという話ですが。

座長

政策的判断であれば余計に。特に3番目の要件ですけれどもこれは言えば言うほど、益々 文句を言えてしまうんです。

委員

見直しが必要かと問われれば、今回に限らず常にフォローアップは必要だというのが妥当な意見。

座長

はっきりしたのは今まで法定外税を考えると、法関係者も報道も含め、三要件が憲法のような位置づけになっていたが、それが適法とは関係なくて、これが国と地方の行政上の留意 点のようなものであることがはっきりしたことは、成果だったと思います。

委員

そうですね。

座長

この国と地方の目安的なものをどうするべきか。

必要性の有無にかかわらず、理由は書かなければいけないと思いますが、まずは「いるか、 いらないか」という判断からすると「必要」でしょうか。

委員

横浜市側から見ているとたぶんいらないですが、日本全国というレベルで考えるとあった 方が、行政実務には便宜的だと言えそうですね。

座長

便宜的と言うのは、何かの目安があった方が構想がしやすいということですか。

委員

最初から、はじかれるものが「こういうもの」というのがある程度読めれば、そこは回避 するでしょうから。内容は別ですよ。どういう要件にするかは別として、ガイドライン的に これはダメだと最初から言ってもらうといいと思います。

例えば、①の後半部分の「住民の負担が著しく過重となること」というところで、地方自

治で課税自主権があるからと言って税率 100%ですということがあり得るかというと、たぶんあり得ないですよね。そんなことは要件にも入っていないし、協議をして物別れに終わったけれども一応協議もして、条例を執行したら裁判になりましたなんて話は現実的にではないですよね。最初からダメと言ってもらった方がいい。同意要件があるからこそ三要件ではじけるということになっていて、同意要件がなければ、協議でこれは「推薦しません」という基準になってしまうわけですよね。だから(1)の同意が必要でないという方に我々が行こうとしたら、基本的には三要件はいらない。もし要件を作るとしたら制度的に同意がない訳ですから、「同意の要件」ではなくて「協議の要件」になる。協議上問題視される部分を事前に見せておくという程度のものになるのではないでしょうか。

座長

そうすると、「協議の要件」という表現にすると大変に分かりやすくなるということです ね。

委員

そういうことです。(1)で同意を要しないという立場を我々はとるわけですよね。

座長

目安として、この要件について留意をしながら構想する。ただし絶対的なものではないので、国の経済施策と抵触しそうだが、地方の立場からすれば「これは抵触しないし、こちらの方が上だ」ということを言ってもいいという位置づけであれば残してもいい。そうすると分かりやすい。

委員

やはり、全国という目で見ると、おそらく地方公共団体は千差万別でしょうから、色々なものが出てきて大混乱になる気はする。要するに立法技術に長けている地方公共団体もあればそうでもないところもある。経験的、能力的、人的資源的、それぞれ人間のやることですし、地域・歴史のあるものですからバラつきは出ますよね。

座長

お気持ちはよくわかります。議事録を読んでいただくのが一番いいのですが、報告書として少し表現に気を使いつつ、あとでまたご報告させていただければと思いますが、まずは〇〇委員がおっしゃったような方向性でひとまず進めるということでいかがでしょうか。それが全体にも目配りをしつつ、やるときにはどんとやれば良い。単なる協議の事項ですので、国がこう言っているから駄目だということにはならないので、あくまで目安、あるいは協議の事項を市長に言えばいい。合意は必要ない。

税制課長

○○委員が言われた全国の1,800市町村からの視点というのは、例えば政策能力とか税制 の研究会とか、また実際の施行能力とかもあると思いますけども、そういうものをバックに、 例えば市町村間の争いになるのでしょうか。

こ一定の所得以下の人は追い出そうと、過重に負担をかけて追い出し税を作る、要するに 一定の所得以上の住民を市町村に囲い込むため、追い出し税を仕組む。例えば、個人市民税 に逆進性の累進税率をかけていくという、そういった法定外税を作ってしまう。

委員

それは地方税のもう一つ上の憲法14条違反ですよ。

税制課長

仮に、理屈は別に立てたとして、結果として過重な負担をかけることによって、追い出し 税を仕組んでいく。

委員

誘導するということですね。

税制課長

そういうことです。人ではなくモノなんかですとわかりやすい。それによって他の市町村にとっては迷惑な話なわけですね。そういったことが起きうるということなのでしょうか。

委員

追い出すというのは極端な話で、実際にやるのかというのもありますが、議会も首長さん も政治的責任を負っていますから、最終的に一般市民が選挙権を行使することで政策担当者 を排除するのではないかと、それは政治的メカニズムで解決されるのではないかと思うのですが。もうちょっと分かりやすい例でいうと、うちはベットタウンである、うちは工場がたくさんある産業都市である、その色分けは、例えば企業関係の税金を減税して住民税上げますと、当然住民は基本的に外部に流れだしますよね。もちろん、色々な要素がありますよ。生活環境が同じだとか交通の便が同じだとか。他の条件がもし等しければ、企業関係の税金が安くなれば企業は立地しやすくなるだろうし、住民関係の税金が重たくなればあるいは市民サービスが低下すれば、安い税金で高い市民サービスを供給してくれるところに流れようとしますよね。それは普通のことだと思いますよ。

ただ、歴史だとか出身だとか、あるいは子供の時からの育ちの街だからとか、色々な慣性 モーメントが働いていますから、理屈だけですぐに移動するとは思えない。色々な要素がた くさんある。けれど、企業は利益の極大が基本的目的ですから、普通に動きますよね。それ は日本から、例えば中国に工場出すのと同じ話ですよね。日本国内だって十分起きているし、 昔は産業立地立法だって引っ張るほうでやっていたわけです。同じではないですか。だから、 色分けは十分ありうる。

座長

豊島区のワンルームだってそうですが、別に誰からも非難されていないし、憲法14条違反 だなんて言われていない。

座長

この三要件については、今のような位置づけでよろしいでしょうか。

委員

ガイドラインとしての要件はあった方が行政実務は運営しやすいとはいえる。同意ではありませんが。

座長

現状はそれが法定外税の憲法みたいになっているので、それをちょっと引きずりおろせた というだけでも、成果はあったかと思います。

それでは次の税率の話に移ります。税率については以前財源不足の場合の税率引き上げについて前回議論したとこですが、今回はもう一つのキーポイントになります。税率について二つあります。法人関係の制限税率の関係について、これを取っ払った方がいいのか、御存じのように、日本全国で制限税率が廃止されている状況です。もう一つは、住民税の所得割です。1の税率で本当にいいのか。色々なところで色々な先生を含めて、あるいは自治体も含めて、地域内の所得再分配も含めて、税率を累進的にしたい、あるいは追い出すために逆進的にしたいというご意見もあるかと思いますが、この二つについて、これも悩むところですが、法人関係の制限税率について撤廃すべきかどうか、いかがでしょうか。

委員

それは制限があることを問題にするのですか。それとも、具体的な数字が問題なのですか。 具体的なものよりは制限税率ですね。

座長委員

制限がかかっていることが問題だと。

座長

はずしてもいいのではないか。

委員

私は、法人という組織を考えて、経済政策な観点になるかと思うのですけども、その観点から法人市民税の制限税率は必要であると思います。

座長

要は、地域で決めればいい。国のレベルで地方税のレベルでというのが2番のところですが、経済政策と言われるのは、マクロ的な視点からということでしょうか。

委員

そう、マクロ的な視点というのと、法人に対してあまりにも過重なのは疑問。

座長

ナショナルレベルでいけないということで、地域レベルでは良くとも、ナショナルなレベルではダメということでしょうか。○○委員いかがでしょう。

委員 法人市民税の制限税率がかかっているのは、法人は選挙権が関係ないから、いくらでもか

けていいのは過重な負担がかかりすぎるので、制限税率を残すということでしょうか。

座長 言い方がいろいろありますが、それは誰が言うかによって変わるわけですね。経済界の方

が言えばそうなるわけですし、それの反対側の方からすると、圧力が強いからそういうのが 残っている。政治力が強くない個人ははねてしまう、という言い方かもしれません。

委員 前回お話のあった都市計画税の制限税率との違いについては、どう考えたらいいのでしょ

うか。

座長 制限税率が残っている一覧表を用意してもらったのですが、制限税率は、法人税と都市計

画税です。

税制課長税目でいうと、市町村であるなら、法人市民税の法人税割、軽自動車税、鉱産税、都市計

画税。

座長 個人住民税関係については撤廃してきたわけですけども、これが残っているもので。

委員 課税ベースは個人と法人とそっくりなのに、片方は制限税率で、片方は何も無しではおか

しいですね。

座長 その理由として理論的に出てくるのは、投票権がないという話と、理屈ではありませんけ

ども、現実に超過課税するのは法人であるという根拠になっています。ただ、制限税率撤廃

したときに無制限に税率を上げるところがあるのかなという気がします。

主税部長 昭和56年に政府委員が、答弁しているのですけども、法人課税は国税と県税と市税三つに

またがっています。税負担の一定化を図る意味で、制限税率は必要だという見解は述べてい

る。

座長個人も同じ。

委員 県税とのバランスだけですか。

主税部長 政府委員が国会で答弁しているということです。

委員 県と市町村の間の配分を制限税率で決めているということですね。

座長 繰り返しになりますけども、根拠として唯一残っているのは、投票権があるかないかとい

うことだけです。

委員 法人税から言わせれば、それは理由にならないですけどね。理由はと言われれば、そうで

すかと言わざるを得ないけども、中身を考えればなんでそれが理由として言えるのだろう、

とよくわからない。

座長だから、なくていいのではと思います。

委員 基本的になくていいと思うのだけど、県税と市町村民税の配分割合を決めるために、制限

税率で線を引っ張っている。そこをどう処理するかです。市町村税側で制限税率撤廃というには。県税側でも撤廃して自由にレッセフェール<自由放任>でやりましょうというのか、

それは自然状態だから均衡があるはずだと言うのか、事前に立法政策として人為的に配分割

合を決めておいた方がいいというのか。ということです。

座長 難しいですね。今日は悩むところがポイントとして多い。

委員 政府側の統一見解ですよというようなものはまだ出ていないのですよね。

主税部長出ていないですね。ただ、制限税率がどうして作られたのという質問に対して、法人に関

して応えたということですね。それ以外にも言っているのですけども、地方団体間で一律に 税負担の均衡は生ずることで、国民経済国民生活って、先程○○委員が言われたような話、 法人は国とか都道府県とか市町村でかけているので配分割合を決めるために必要なわけということで、ある団体の税率の採用いかんによって他の団体に影響が出るということで、特定の地域の経済活動の関連性を重視してはあまり好ましくないということから、4つか5つ上げて答弁しているわけですよね。

委員

横浜市から見るといらないと言いたくなる。さっきと同じで全国自治体の市レベルでも 色々な能力のばらつきがあり、人口構成が違うとか、産業立地の状態が違うとか考えると、 何か目標値があってもいいような気もしないでもないです。

座長

一応、標準税率はありますからね、目安はあるのです。

委員

事実上天井に張り付いているわけだから、そこは腑に落ちないですね。

座長

これも多分、租税競争じゃないですけど、皆が張り付いているから安心して張り付いているところがあって、いま制限税率が標準税率になっている。もしそれが無くなってしまうと、 先駆けてあげる市町村がいるのかなとは思いますね。

委員

現下の経済状態から考えると尚更そうですね。

座長

そうですよね。

委員

企業が逃げてしまうことになる。

座長

当然です。制限税率が無くなってしまうと、下げるところが出てきてしまうのではないか という気がしないでもないですね。

委員

制限税率を撤廃して何か問題があったパターンというのはあるのでしょうか。

座長

撤廃したのは個人なので、制限税率に張り付いていないので、全国が標準でやっていると ころなので、意味がなかったのではないか。

委員

ある特定の市町村がやめるといったことを戦後一時期やったことはある。それに対して旧 自治省は法人・個人あるなしに、非常に極端な税率で徴収するのは望ましくないから、それ はやめた方がいいという要請はあった。

座長

戦後の混乱期は分からないでしょう。

委員

どうしても均等割でやる団体が出さざるを得ないケースもあった。それに対して、交付税を等しく配分することは、地方団体間で不公平を生ずることになるからです。

座長

この部分どうでしょうか、悩んでいるということを前触れにしつつ、実態から言っても制限税率を撤廃してもいい、個人との比較で、なくしてもいいのではないか。

委員

実をいうと制限税率14.7%になっていることで多くの自治体が安心してそこまで税率を上げることができる。何故かというと、制限税率は14.7%だから、そこまでは負担していただく。

座長

制限税率を撤廃して、企業に対して魅力を提供していないような市町村は、逆に心配になるわけです。隣と一緒だから今までよかったけども、下手すると減税の方向に行くようになるのでは。

委員

減税競争になる可能性はありますよ。

座長

例えば、ヨーロッパのように個人と法人は結び付けて自由とする、標準税率も制限税率もない国は、普通は個人と法人を結び付けて、法人を上げるなら個人も上げるということをやったりしているところもあるので、法人を残しておく必然性はあまりない。投票権云々を言って心配される方もいるけれども、実際に無茶苦茶なものを構想しないので、撤廃の方向で改正すべきであるという方向でよろしいでしょうか。

もう一つ難しいのですが、住民税所得割の税率、これもいかがでしょうか。今、一の税率 と書いてありまして、所得割は完全に比例のままでいいのか、多少所得に応じて差をつけら れたほうがいいのか、いかがでしょうか。

特段差し迫って、横浜市がどうこうするという問題ではないのですが、地方税全体を考えると、中には一時的な所得分配をしておきたいというところもあると思いますし。

個人については、全体を引き上げ又は引き下げるしかないわけです。所得対策をやるのであれば、一律に、全体税率を下げるしかない。

委員

私は、均等割もそうですし、所得割もそうなのですが、下げるという選択肢もあるし、上げるという選択肢もあると思っている。なぜかというと、そもそも標準税率というのは、地方交付税のためで、その政策基準にしていない。

座長

政策的に不均一の税率を設定することを入れられる範囲で。逆に言うと一の税率を加えていきたいのですけど、その辺いかがでしょうか。

委員

それは生身の人間だから行政サービスを受ける人間でもあって、平たく言うと金持ちの人 もそうでない人も同じ程度の行政サービスを受けているから同じような負担でいいだとい う説明でしょうね。

座長

逆に言うと、2007年よりも前は累進だったわけですから、それをなぜ一の税率にしたのか というときに、説明は、あまりなかった。

委員

むしろ累進の方が良かったのではないかと思います。

座長

私もそうです。

であれば、地方税全体として累進を復活させるというところまで我々言えませんけども、 そちらの方向性であっても、これ報告書ですから、累進的にしてもいいし、あるいは自治体 レベルで累進にしてもいい。で、よろしいですか。逆に言うと一の税率の根拠がよくわから ない。明確になっていない。

委員

読み方が難しくてですね、例えば、最高裁は、標準税率、制限税率、非課税物件云々、具体的な規定を設けていることからすると、という言い方で、標準税率に関する規定のようにそれと異なる条例の定めを許容するものと解される別段の定めのあるものを除き、はじいている。そうではなくて、最高裁はこの規定は強行規定だから、繰越欠損金はアウトだと言っているのですけども、その中に標準税率の規定に関するような別段の定めは、それは強行規定ではなくて任意規定だ。ただ、射程距離がよくわからなくて、それは税率を6でなくてもいい、7にしてもいい、5にしてもいい、という意味で任意規定なのか、税率構造自体を単一税率ではなくて累進税率で所得階層を切って複雑な税率を作っても構わないといっているのか、よくわからないものなのですが。

税制課長

○○委員が先程言われたのは、複数税率にするには、いわゆる不均一課税の条項を使うということなのでしょうか。

委員

6%の標準税率を7%に、あるいは逆に5%にする、ということを私は言ったのです。

○○委員は、累進税のような制度を構築することを設定としては認めるという方法もありうると、○○委員が整理された通りで、さてそれがどこまで許容されるか。

委員

立法政策としては、○○委員がおっしゃられていたこと、大いにあると思うのです。あるいは、私もそう思います。今の最高裁の枠組みで考えるとすると、制度に落とし込むときに、 現実的にできるのかどうかと考えると、ちょっとよく分からないところがあって、だから、 不均一課税は良いと言っていると思うのですが、税率構造自体を累進税率にして所得階層を 切ってそんな複雑なものに入れ替えてしまう、今の6%一本で。そこまでできるかというと 悩ましいですね。

座長 多分、言葉遣いもあるんですけど、累進税率と言われると地方税法改正になりますね。

委員 おそらくそうでしょうね。

座長 自治体レベルで累進税率という言い方はできないので、どうしてもその場合には不均一課

税になる。

委員 問題なのは、不均一課税の振り分けを基準に所得をベースに使えるか。

座長ですから、どういう公益上の理由をつけてということになる。

何かの差別をするときに、所得の高い人こうなのでここで切りますよという言い方をすれば良い。

委員 大事なのは、「こうなので」と理由をもっと明確にするということですよ。所得の高い人 だからだけではなくて。

座長 いずれにしても、立法税率という規定よりは、一本でなくてもいいというほうが典型的で あり、地方自治ということはまちがいない。

委員 だから、この報告書は地方税法改正をやってくれというところに一つ矢を放ちたいのであれば、累進構造の復活という言い方だと古いが、累進構造と単一税率のどっちをとるか、メニューを充実させてもいいのではないかと書いてもいいかもしれないですね。

座長 報告書の方向からすると、自主性の確立なので、とりあえずは一ではなくて不均一を認める。将来的には、もっと大きな話としては税法改正を含めて検討すべきである。という言い方なのかなと。

委員 ある市町村が単一税率で、ある市町村が累進税率ではだめなんですかね。

座長 その場合には、累進という言葉が使いづらくて、どうしても不均一になってしまう。

委員 いや、正面切って累進税率で。

税制課長 ○○委員が言われたのは、累進税率の選択制に税率そのものを、例えば地方税法を改正して累進税率の選択は地方団体の意思によって累進税率も選択できるようにするべきだ。とか、そういうことなのでしょうか。

委員 メニューに今は6%という一つしか載っていないわけですよ。それを何%でもいいけど、6%+不均一というメニューがありうる。こっちが累進税率って正面切っているメニューがありうる。それのうち選んでくださいという仕組みはありえないわけですよね。

委員 ありえる。

座長 ありえますし、それは地方税法を改正しない限り無理ですね。

委員 それはもちろんそうですが、地方税法改正に向けて矢を放つのであれば、そういうことも 分権一括の文脈で言うのであれば、言っても悪くはないような気はするのですが。

それは制度的な話ではなくて、財政学的というか税制論的なレベルの話で片方は立法の税率、片方は累進税率という市町村の賦課税はありなのかなって、今ふと思ってしまって。

委員 賦課はそういう制度、選択制。

座長 一番合理的ですね。

委員 ケースA、ケースB。その中でそれぞれの地方公共団体がメニューを選べる。地方税法を 変えるということ、勿論ありです。 委員 ここは分かりやすく言えば、ラーメン屋だからラーメンは食べられるがうどんは食べられ

ないと。それは仕方がない。ラーメンは種類があるから選べますと。それくらいはありだと

思います。

委員 ありです。またはそれくらいの制度設計はなされてきた経緯もあります。実際に法律にな

っていたこともあります。

委員そうですよね。ありましたよね。

委員 ありました。戦後一時期。

委員 その方が自由度が高いような気がしますよね。

委員ですから、○○委員もそういう風に考えたほうがいいでしょうと。

委員 今の現実の6%を前提に考えると、プロセスからするとまずは不均一課税までかなという

気はします。あるいは、いきなり累進税率というのもありかもしれない。要するに累進税率

だけでいい、税率構造は自分で決めて、なんでもやっていいという感じですよね。

税制課長 まずは、今の仕組みの中で不均一課税の要件にあてはまれば可能だと考えてよろしいでし

ょうか。その上で、いわゆる過去の累進課税というのも選択制で、要は金持ちから負担をし てもらうんだという考え方だと思うのですが、そういったことも選択の一つに入れて良いは

ずだと考えていいのでしょうか。

委員ではないかと。少し気になるのは負担分任と住民自治との関係ですよね。

税制課長はい。その辺だと思います。ですから過去の例を見ながら、緩やかな負担分任というのを、

考えた方がいいと。

主税部長 同様に県税についても、同じような累進税率を入れた方がいいという事ですか。

委員 おそらくそうでしょうね。

座長 人の庭には立ち入れませんが、マネしたい方はどうぞというところですよね。ありがとう

ございます。少しだけクリアになってきました。

そうすると一つだけ残ったのが「地方消費税」の部分です。これも非常に悩ましいところであります。3番目ですが、質問の仕方が難しかったですが、地方消費税の賦課徴収にかかるというのが形容詞としてついています。賦課徴収の部分ということで課税とは言っていませんが。「地方団体の役割拡大」ということで、国の方針として打ち出されています。

納税相談・申告書の収受を行えというご意見なのですが、何故それをしなくてはいけないの かというのはよく分かりません。

国は、そういう事務は地方に丸投げしてしまおうという発想なのか。

座長 あるいは総務省サイドすれば、そういった事務をやることによって少しずつ地方消費税の

性格を強めようとしているのか。

主税部長 理由としては、市町村は全然汗をかかずして地方消費税をもらっているという風に言われ

ただけなのです。

座長 けれど、税金ではないですよね。

主税部長 県税交付金です。

委員 今の地方消費税の枠組みで、納税相談だけを市町村がやるというのは、たぶんできないで

すよね。

座長おかしいですよ、これは。

委員 実務的に無理ですよね。平たく言えば、税理士試験の消費税法に合格されている方は、今

ここに何人いらっしゃいますか。

税制課長 いないですね。

委員だから、それはおおよそ無理な話です。

税制課長 先生、それは地方消費税の仕組みが分からない中で、的確な納税相談や申告書の収受を行

う事は難しいということですね。

委員 はい。地方消費税は分配されているから地方の歳入になっているから使えるわけで、もと のところは消費税に乗っているものなので消費税の一部ですよね。要するに5%の中の25% 部分という話ですから。ですから、消費税の構造が分からない限り納税相談等あり得ない話

ですよね。

税制課長 それは、市町村にとっては交付という形で課税団体となっていないが故にその中身を実体 的に知る術もないし、知る必要もなかったわけで、それをいきない納税相談をやれと言われ

ても無理があるということですね。

委員 中身を知らない人が相談を受けろと言ってもそんなリスクがある話は無いですよね。

座長 二重行政、三重行政ですよね。

税制課長 ある意味では県とは違うのでしょうか。神奈川県は横浜市とは違って地方消費税の課税団 体となっているわけですよね。本来地方消費税を知っているべきだというのは県の場合言わ

れるのでしょうか。

委員 おそらくそのとおりです。でも、執行まで考えているかどうかは別でしょう。

税制課長市町村の場合は、あくまで交付金であり課税団体ではない訳で、実体として分かっていな

いし、分かる必要も今までもなかったという話ですね。

委員 そうです。それを平たく言われれば、いきなり言われてもという話ですよね。

座長 もっと言ってしまえば、何故やらなければいけないのかという話です。

委員 本当は、税収を分配している訳だからその分仕事をしなさいという話ですよね。

座長でも、そんなことを言ったら、交付税で法人税の一部ももらっているわけだから、法人税

の相談も受けなさいという話になりますよね。

委員 それと、ほとんど等価の話ですよね。

している。

座長

委員 先ほど税制課長がおっしゃっていたとおりですよね。県は本来的には地方消費税の賦課徴収をやることに建前としてなっている訳ですよね。ただ、当面の間それを国税庁でやるという話になっているだけで。けれども、県の立場からすると納税相談などの事務もきちんとやらないといけませんよという話になるが、それを市町村にまで役割を拡大するかというと、本来的にはそれは県の仕事であるが、実際に行うという話になると、窓口の問題で県だけでは対応ができないという実態があって、それで市町村もという話が出ていると思うんですけれども、○○委員もご存じだと思いますが、総務省の委員会ではほとんどの市町村は反対を

おそらく、もしこういう議論をやることになると、市町村は難しいだろうという話に一般 的になると思います。これは本当は法律上もそうであるように県がやるのが筋だと思いま す。

技術的な問題ではなく、これは筋違いだという話を言った方がいい。事務配分が明確でない。市町村税でもないのになぜこんな仕事をしなければいけないのか、やれというのではあれば委任事務ですよということです。

委員

実を言うと2番目と密接に関係するのですが、市町村が県と同等の課税団体ですよという事が法律上定められれば、当然この1もやらざるを得ないですよという話ですが、2の方がまだ確保されていないのに、1の方をまずはやりなさいというのは○○委員のおっしゃる通り、やはり筋違いな話である。なぜかと言うと現行の地方消費税が、都道府県に対しては課税の実態において、都道府県間に配分されていますが、市町村にたいしては公金として配分されている訳ですから、交付税とまったく同じ仕組みになっているわけで、市町村は課税団体になっていないわけですから。

座長

そのとおりです。その上でご相談なのは、今の答えは正論なのですが、政治的な判断も少し入れて、税制調査会として意見をするとすれば、2番目をどう考えるかです。

取るのであれば、1番は黙ってやっておいて、きちんと市町村を含めた地方消費税にしろということを書くのですが。いかがしましょう。その辺りの判断が少しつかなくて。

委員

そうすると消費税は三重課税がありという事ですね。事業主は市町村への申告書、都道府 県への申告書、国に対する申告書をそれぞれ出さなくてはいけない。そして、納税者側は、 3つの転嫁を受けてそれぞれ商品を買うと。

座長

はい。それがあまりにも納税事務負担上問題であれば、納税事務については現状のままに して、ただ課税権者として入れろということもあり。

税制課長

または、今先生がおっしゃったとおり、47 都道府県プラス政令市 20 で、政令市レベルで 役割を担うのであれば、一定の能力のあるところについては、課税団体にしていくという事 もありではないか。

委員

それが私は、この議論をする上での一番課題だと思います。

委員

だからそれが、ナショナルなレベル言うと色々な「市町村」があって、市の中でも横浜市のような大きな政令市もあれば、小さな市もある訳で、そこを押しなべてというのはできないので、足切りで能力のあるところだけやってくれという話ですよね。

税制課長

本来の形であれば、役割に応じた者がやるのであれば課税団体化することも可能かとは私どもとしては思っています。

主税部長

これはその次の話なのですが、地方消費税も本市が取るような形になる訳ですよね。

委員

それはその時にやればいいじゃないですか。

主税部長委員

ですから、課税権というのも一つだなという事です。 大都市制度で動き始めたときにやれば良い話です。

主税部長

そうですね。ただやはり、その前提としてという話です。

税制課長

大きな考え方として、本来交付金ではなくて、税制上の措置ができるべきだということで、 受益と負担との関係の中で税が本来、財源措置というのは税制で組むべきだというのが根本 的な考え方だと思います。

委員

消費税で減税措置をする。

税制課長

地方消費税である限りは、地方消費税で。その財源を確保するのであれば地方消費税の課 税団体であるべきというのが本来の形であるべきであろうと思います。

委員

ですから、フルスペックで消費税を横浜市で執行・運用するということですよね。それは たぶんできないと思います。それから消費税で特定の政策に対する減税措置をするというの もそれはできないと思います。

座長

それは無理ですね。

税制課長

47 都道府県でも同じですよね。

委員

同じです。

委員

確認ですが、この議論を横浜市が本気で議論をするというのは、○○委員おっしゃっていたとおりで、横浜市が大都市制度に移行した際にこういう課税団体になりますという議論ではないんですね。

主税部長

その前提というか、その前の段階です。大都市制度はまだ当分の期間を要すると思いますが、この地方消費税が 26 年度に増える、その際にこうして欲しい、地方消費税の法律の文に書かれている。これは特に地方団体と書かれていますので、資料を見ますと、都道府県で申告説明会をやっているのが 6 団体、税務広報をやっているのが 40 団体、申告用紙の配布をしている団体が 6 団体、収受をやっているのは 10 団体、納税相談をやっている団体が 19 団体というようなことだが、やっていない県がある。一切やっていない協力していない県があるので、そういう団体に対して「協力して」という意味があるのかなと私は少し思っている。ただ、その中で我々も地方団体と言われていますので、その中に政令市も含まれてしまうかも知れないというところがあって議論はしておかなくてはいけないかなと思っているんです。

委員

それはそうですね。

主税部長

そのような趣旨です。全国の小さな市町村もみんなやってよという事は考えていないですね。

委員

いくらなんでもね。

座長

時間も限られてきていますので、提案ですが、この部分についてはあえてご議論をいただいて、多少見えた部分もあると思うのですが、やはり市町村として、財源は欲しい、しかも課税団体となる名誉は欲しい。ただし、2番目の方向に向けていくべきだと書かずに、1番は2番とリンクをしている問題であって、現状の1番のような政府方針というのはおかしいと書くかは別にして、そのリンクを途切れさせてしまっているので、やるのであればきちんと税収並びに課税権を与えた上で、きちんと交付金ではなく税収配分を受けられるようにするべきだと。税の権利としては課税権、徴税権、収入権という権利がある訳で、収入権が担保された地方消費税であれば、課税権者になってもおかしくはない訳ですよね。

ですから、今回報告書に書くのは、市町村が課税権者になるのであれば1番は正当であるが、現状なっていない中ではおかしいというところにしておいて、少し2番方向もちらつかせつつ、あまり強く書かず、「市町村にも課税権や収入権を与えるべき」というくらいにしておいて、これができるのであれば、1番は当然のことである。ただしこれが現状として満たされていないのに、1番だけが先行するのはおかしいということにしたらいかがでしょうか。よろしいですか。

(賛同の声)

それではその方向でまとめさせていただきます。ここで提案ですが、3番目の「指定都市と道府県との関係における税制度のあり方について」ということで、横浜と神奈川県との間で、税の分担・負担、取り分を変えようという話をしようと思ったのですが、時間の関係上、次回にさせていただいて、本日、みどりアップ推進課においでいただいておりますので、みどり税の話に移りたいと思います。

座長

それでは、大変お待たせをして申し訳ありません。環境創造局の幹部の方皆さんいらっし

やっていただいておりますけれども、みどりアップ計画の推進について24年度そして26年度 以降について。第一期は、21年度から25年度についてと26年度以降についてご説明いただけ ると思います。まずは、資料のご説明をお願いいたします。

みどりアップ 推進課長

それでは、資料5-1と書いてある資料をご覧ください。今、座長からご紹介いただきまし たが、みどりアップ計画は5か年の計画のうち4か年目、24年度の末におります。お手元の 資料で1月末時点の進捗状況についてごく簡単にご報告いたします。まず、1頁は樹林地を 守る取組です。1頁の中では、3番に「緑地再生等管理事業」とございますが、様々な緑地 保全制度で指定を受けていただいた樹林地所有者の方に、樹林地維持管理助成として助成金 を一部みどり税を財源にしながら93件に交付いたしました。この樹林地を守る取組の中で一 番事業費の大きい所が3頁の12番「特別緑地保全地区指定等拡充事業」です。これは、緑地 保全制度で樹林地の指定をまずさせていただき、相続等不測の事態に対応して買取をすると いうものです。24年度の1月末現在で、指定面積が66.4~クタール。過年度の21~23年度の 3か年で約310~クタールの指定をしておりますので、これに24年度の指定面積が上乗せに なるということになります。買取の対応ですが、1月末時点で35.6~クタールの買取に対応 しております。21~23の3か年では約61~クタールの買取対応しておりますので、さらに実 績の上乗せになるというものです。もう一枚頁をおめくりください。見開いていただいた4 頁,5頁が農地を守る取組でございます。この中では、5頁の24番「水田保全契約奨励事業」 では農家の方に水稲耕作を10年間継続していただくことを条件に助成金を交付しておりま す。24年度の1月末現在で114.5ヘクタール。今年度は4.8ヘクタールの新たな指定承認をさ せていただいております。もう1頁おめくりください。みどりアップ計画3本の柱の最後の 緑をつくる取組です。6頁の35番「地域緑のまちづくり事業」では町内会や自治会、連合町 内会などの単位で緑化計画を地域の住民の方と市でつくりその計画に基づいて緑化の事業 を推進しています。24年度は新規で3地区、継続で6地区の計画作り、それから出来ている計 画に対して実際に助成事業を11地区で進めているというものです。簡単ですが24年度の取組 についてご報告しました。事業費につきましては、7頁の最後にございます、24年度の予算 額は今の3本の柱で約156億円、その財源構成の中でみどり税を活用させていただくのが、 約33億円という構成となっております。報告は以上です。

政策課担当課 長

引き続きまして資料5-2をごらんください。昨年の当委員会で、26年度以降のみどり施策についてということで、みどり施策展開に向けた取組での課題、環境創造審議会からの答申や市民意見募集等を踏まえた26年度以降の施策の方向性と体系、主な取組についてご紹介をさせていただきました。今回、市会の第1回定例会で、お示しをしてご意見をいただいたものと同じ資料をお配りしています。まず、資料5-2と書いてあるA4、1枚のペーパーで概要をご説明させていただきます。1としまして、平成26年度以降の緑施策の特徴です。5点ございます。まず1点目は事業の統合、拡充などにより、現行42事業を14事業に整理しています。2点目として、樹林地の指定につきましては、現計画での指定実績や樹林地の減少傾向に歯止めがかかってきているという状況を勘案しまして、現計画の5か年の指定目標で1119~クタールであるのを、5か年で500~クタールの指定目標に設定しています。先ほど進捗状況の報告の中でも、現計画での指定の実績がだいたい年100~クタールぐらいということで、実績に合わせた目標として継続していくということです。3点目です。農景観の保全に直接つながる取組、市民が農を実感できる取組を拡充して緑施策として位置付け、農業

経営を支援をする取組は、農業振興策として引き続き実施していくということで、市民意見 募集でも、農を実感できる、農に触れたいという市民の意見が非常に多かったことを踏まえ まして、このような位置づけにしています。4点目です。都心臨海部の緑化による賑わいづ くりなど、市民が実感できる緑をつくる取組を強化ということです。これもやはり、市民等 からのご意見で、緑を実感できない、もっと緑を実感したいというご意見を踏まえまして、 このような取組を重点化したいということです。5点目です。都市公園での新たな取組も施 策に位置づけをということで、主な例としまして、3点示させていただいています。都市公 園内のまとまりのある樹林において、樹林地の維持管理の指針である森づくりガイドライン 等を活用した維持管理を実施。都市公園の中にも敷地のほとんどで樹林地を抱えている公園 もあります。横浜公園などの一般的な公園ではなくて、本牧の山頂公園のような樹林地とい うイメージです。また、都心部など多くの市民の目に触れる場所で、土地利用転換などの機 会を捉えて用地を確保し、緑豊かな公園を整備する。これは、昨年ご議論いただきました、 山手の税関跡地の土地の様な形で、あのようなケースでも緑を増やしていくということで整 備をしていきたいと思っています。三点目です。山下公園などの都心臨海部の公園で、緑花 による魅力づくりを実施するというものです。これにつきましては、都心臨海部で賑わいや 魅力づくりにつながる緑花を進めていくべきだというご意見が非常に多く、そのような意見 を踏まえて取組の中に設定しています。二つ目です。概算事業費です。5か年で約500億円 ということです。現計画が当初計画では約600億円ということで、100億円程度、事業費を圧 縮しています。これは、指定目標が現計画で1119ヘクタール、5か年で進めていくという想 定の下に買取の面積を算定していました。今回500ヘクタールに下げているということと、 この3か年の実績で指定した樹林地に対して買い取ってきている面積の割合が、計画で見込 んだよりも少し低めの実績として数字に出ておりますので、その辺を勘案した結果事業費が 下がりました。まだ、財源内訳を出していませんので、みどり税を維持した場合、税額でい くらになるのかというのはこれからになってきます。主に買取の事業費で、国費と市債が大 きな割合を占めていますので、そのようなところから100億という数字が出てきています。 3点目です。今後のスケジュールですが、3月末で素案、今お手元にお配りしているみどり 施策の素案の確定をします。4月5日から5月7日までこの素案に対する市民意見募集をか ける準備をしてございます。それらの意見等を踏まえて、最終的には26年3月に最終版を確 定したいと考えています。資料5-3につきましては、時間の関係で簡単に説明をさせていた だきます。一枚おめくりいただきまして、目次をごらんくだい。全体は3つの構成になって います。第1章では、横浜の緑施策と緑の課題、第2章で26年度以降の緑施策、資料編とし て、昨年の6月に3か年の評価・検証を行ったその結果、年の8月に実施した市民・土地所 有者意識調査の結果、環境創造審議会からの答申、市民推進会議の運営という形で資料とし て載せています。26年度以降の施策は、7頁からが第2章となっています。7頁には施策の 方針として理念、『みんなで育むみどり豊かな美しい街 横浜』ということで、5か年の目 標と施策の柱を3つ、今回の施策から「樹林地を守る」、「農地を守る」、「緑をつくる」とい う名前を変えまして、分かりやすく、「市民とともに次世代につなぐ森を育む」、施策の柱2 「市民が身近に農を感じる場をつくる」、施策の柱3「市民が実感できる緑をつくる」とし ています。それとプラスして効果的な広報の展開ということで、まだ市民の皆さんにみどり アップ計画が浸透していないところもありますので、広報をしっかりやっていくという意味

で事業として外だしにしています。9頁から15頁までが今の計画でいう、「樹林地を守る」 取組になります。17頁から25頁までが今の計画でいう「農地を守る」取組です。27頁から33 頁までが「緑をつくる」取組です。35頁に効果的な広報の展開ということで一つ載せてあり ます。36頁をごらんいただきまして、こちらに計画の、26年度以降の施策の5か年の事業目 標と事業量を掲載しています。主な所だけご説明しますと、36頁の施策1「樹林地の確実な 保全の推進」ということで、緑地保全制度による指定の拡大、市による買取、これは先ほど ご説明したとおり、5か年の目標500ヘクタールということでございます。買取につきまし ては、想定面積を108ヘクタールと試算してございます。現計画では約150ヘクタールとなっ ています。施策の柱2としては、生物多様性・安全性に配慮した森づくりということで、こ ちらでは、取組の(1)森づくりガイドライン等を活用した森の育成としてさきほど少しお 話をした、保全管理計画等による管理として、樹林地のある公園で10か所、また指定された 樹林地における維持管理の支援という事で緑地保全制度により新規に指定した樹林地への 支援を拡充していくことを考えています。また、事業の③森を育む人材の育成の(2)森づ くり活動団体への支援では、備考のところですが、都市公園の樹林で活動する公園愛護会へ の支援も対象に追加をしています。今は、一般の樹林地に対する活動団体への支援だけです が、それを拡充するということです。それと施策の柱3で森と市民とをつなげる取組の推進 では、④公園にも市民が森に関わるきっかけづくりということで、ウェルカムセンターの整 備が現計画の期間で終わるという予定で、それに基づいてこれらのセンターを運営をして、 活動を広めていくという取組を今考えています。37頁が農に親しむ取組の推進です。こちら はざっとご説明しますと、施策の柱2で地産地消の推進、一部の取組は今の計画でも入って いましたが、これを全体に統合して、26年度以降の緑施策の中でやっていくと考えています。 38頁では、「市民が実感できる緑をつくる」①では民有地での緑の創出ということで(1) の民有地における緑化の助成として特に緑の少ない都心臨海部の区で、緑化に対して支援を 充実していくということと、維持管理費用の助成を新設していくということ。また、②で公 共施設・公有地での緑の創出ということでは、(1)で公共施設・公有地での緑の創出・管 理として、区庁舎や駅前広場、公会堂、図書館等多くの市民が利用する公共施設での緑化を 推進していくと。(2)では先ほどお話をした公有地化によるシンボル的な緑の創出という ことで、土地利用転換などの機会を捉えて5か所程度を想定しています。また、施策の2で は、⑤で緑や花による魅力・賑わいの創出ということで、備考の所に書いていますが、新規 の取組として山下公園やグランモール公園などの都市公園、東横線跡地の遊歩道、港湾緑地、 庁舎や文化施設などで、賑わいや魅力づくりのための緑花を進めていきたいと考えていま す。40頁以降は先ほどご説明した資料編ということで、それぞれ資料を入れさせていただい ています。説明は以上です。

座長

委員

はい、ありがとうございます。もう少し、みどり税の議論が出来そうな時期になりましたら、詳細な議論をいただこうと思います。今の時点でなにか質問ございましたら。

委員 〈挙手〉

座長はい、お願いいたします。

5か年計画の目標に関連して、前回のみどり税の議論の時に「使途を拡充できないか」という話をさせていただきました。その時は「まずは5か年計画が終わってから以降の話だ」ということでしたので、今そのタイミングが来たということで話をさせていただきます。み

どり税を取るというプランは賛成で、これからも続けられたら良いと思いますが、さらにこ れを拡充というか、もう少し幅を広げることはできないかとも思います。前回発言したのは、 緑を増やすこと、このような理念とエネルギーを結び付ける、例えばバイオマスを入れるこ とはできないかということです。つまり、自然エネルギーを増やしていく観点からバイオマ スという話に波及はできないかということであります。二つ目としては、緑と親しんでもら うというのは、緑地をふやしたり、公園があったりという手法もありますが、例えば、これ も、エネルギーの関連、あるいは、緑の有効需要とも関係しますが、最近天然住宅というも のが普及しつつあります。国産林を使って、化学物質を使わない地産地消の木々を使ったよ うな住宅を増やしていこうというという動きがあります。そういう可能性はないのか。それ と、地産地消という形で農との関わりを入れたらとてもいいと思いますが、さらに具体的に 市民は、緑とか農に関わっているという実感ができる一番良いものは、市民農園であると思 います。市民農園があって、そこで自分の作物が栽培出来て、収穫すると、農や緑をもっと 身近に感じられるのではないかという観点から、市民農園的なものに対しても、みどりとい う枠組みを提供できないのかなと思います。よく考えられたプランなので、賛成なのですが、 さらにお金が許す範囲でそのような可能性はいかがかなと意見表明として言わせていただ きました。

座長

はい、ありがとうございました。何かご説明できる範囲内でなかなか部署の違う話になってしまうかもしれないですが。

政策課担当課長

バイオマスの拡充については、現時点でも検討等はしてきている経過はあります。12頁を 見ていただくと、良好な森を育成する取組の推進というところで、下の取組目標の(4)間 伐材の有効活用で、間伐材の活用方法、チッパーというのは、間伐した木を砕いて、チップ 化したものを、樹林地に歩きやすいようにまくというのが主な事業としています。その備考 の部分に、間伐材の活用方法も検討というところで、色々課題がありますので、その辺の課 題を踏まえてどうやっていけるかというのを、次の26年度以降に少し検討していきたいとい うのが当局の考えです。地産地消の木材を使った住宅ですけれども、まさに、今の計画から、 樹林地ごとに保全管理計画を作ってきめこまかな維持管理をはじめつつある中で言うと、間 伐材がある一定の量を定期的に出てくるまでにはいたらないというのが、現状です。きちん と森を管理できて、間伐材が定期的に定量的に出てくると活用範囲がもう少し広がるのかと 思います。チッパーで下に引くとかクラフトを作るという程度の活用にとどまっているのが 現状です。地産地消と農の関わりにつきましては、冊子の21頁をご覧ください。21頁に農と ふれ合う場づくりという施策の中で、下の取組目標に、様々な市民ニーズに合わせた農園の 開設として25.8~クタールを計画しています。現在も31~クタールという目標で市民農園の 開設を進めているところです。これまでの実績を踏まえながら、実現可能な面積として、25.8 ヘクタールを目標にしています。20頁に主な農園の開設の説明をさせていただいておりま す。収穫体験農園の開設支援、市民農園の開設支援、農園付公園の整備という事でこの3つ のメニューで考えております。先生がおっしゃるとおり、市民の皆さんへのアンケート調査 結果でもそういう体験をしたいというご意見が非常に多いという所も踏まえて計画を作っ ています。

座長

はい。ほかに何かございましたら。

委員

みどり税の税収は全部使い切ったのですか?

政策課担当課 今、4か年の計画の中で言うと、買取はほぼ計画通りです。

長

委員 ではなくて、買取の代金はみどり税の税収をほぼ使い切って払ったのですか?

政策課担当課 そういうことです。

長

ここにしかみどり税の税収は流れていないのですか? 委員

政策課担当課 そうではなく、総事業費の7~8割を樹林地を取得するという事業が占めていますが、そ 長 れ以外の所でもみどり税は使われていますので、それはまた、別に表示をしていかなくては

いけないと考えています。

いくつかあるということですね。 委員

政策課担当課 はい。一つの例という事で。

長

委員 ですからこれは全体の緑関係の施策の説明なんですよね?

政策課担当課 みどり税は決められた事業にしか使っていませんので、それがどう使われたかというの 長 は、今後示させていただきたいと思います。

委員 出来れば、一般財源と抱き合わせでみどり税の税収も入れて4つやりました、10やりまし たではなく、みどり税の税収だけでこれをやりました、みどり税の税収で8割あがないまし た、9割あがないました。かなり高いレベルのものが実現できるようになった。逆にいうと 一般財源だと1しかできないものがそれに9乗せることができた。そこのところが、実現で きますと説明していただけると良いと思います。全体の半分です。3割入れてます、だとさ っきのみどり施策の全体と同じ話で分散してしまって、何に使っているのかわからない。そ れは説明しにくいと思います。

貴重な緑を守るために、みどり税の税収を充当していますので、従来ではこれだけしか守 ることができなかったものが、みどり税を使ってこれだけ守ることができたという形の資料 を作り、次回ご説明させていただきたいと思います。

> 一般市民の方にそのようなことをディスクローズされることが重要である。コアコンピタ ンスの所が何をやっているというのがわからないと、全体の施策を説明されても、ここは税 制調査会ですから、税金の文脈で発言させていただいているのですが、そこのところがうま く説明できていない様な気がします。

政策調整部長 その辺はもう一回資料を整理したいと思います。

> 先ほど申し上げたようにもう少しものが言えるようになってきた時期にきちんとご説明 していただいてと思います。○○委員が今ご心配いただいたところは作る時に我々が一番気 を使ったところで、表現を変えますと、新税と一般財源との違いはなんですか、という所を 明示しないとなかなか新しい税金を追加でいただいてということができないのですよとい うことなんですけれど、それを5年に1回きちんとできるかできないかは横浜市の力量とい うのが問われていると思います。一部で報道されているというか、私が言いふらしているよ うに、県の方の森林税が相当いい加減に更新を日本全国でしていて、ぼろぼろの税制になっ ていますので、横浜市のみどり税だけは更新のたびにゼロリセットといいますか、一から検 討をし直して、立派な使い道と立派な根拠で横浜の皆さんからお金をいただくということに したいと思いますので、ぜひご協力いただければと思います。

政策調整部長

委員

座長

委員

市民農園を見落としていまして申し訳ありませんでした。間伐材の活用のところでウッドチップを撒いている話を聞いて、それだけではもったいないと思いまして、例えばウッドチップを海外だとストーブで、まさにバイオマスをやっている。そのようなとこまで持っていくと先ほどの話につながるのかなと思いまして、中身の話になってしまうのですが、ご検討をいただければ幸いです。

座長

どうぞ、よろしくお願いいたします。それでは、時間が超過をしていますので、もしも委員の方、ご発言が無いようでしたら、事務局にお戻ししますけれども。はい、事務局お願いします。

税制課長

熱心なご議論をありがとうございました。本日の調査会で議論した内容につきましては、 議事録を公開することになります。後ほどご確認お願いいたします。これをもちまして第4 回税制調査会を終了いたします。本日は誠にありがとうございました。